

新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業に係る 特定事業契約の内容について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）は、令和4年11月4日付けで新秩父宮ラグビー場（仮称）整備・運営等事業に係る特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定に基づき公表します。

令和4年11月10日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 芦立 訓

1. 公共施設等の名称及び立地

公共施設等の名称 新秩父宮ラグビー場（仮称）
立地 東京都新宿区霞ヶ丘町3番2号

2. 選定事業者の商号又は名称

所在地 東京都港区赤坂六丁目5番11号
商号 秩父宮ラグビー場株式会社
代表者 代表取締役 梅田 慎介

3. 公共施設等の整備等の内容

新秩父宮ラグビー場（仮称）の施設整備、維持管理及び運営等
スポーツ博物館の施設整備、維持管理

4. 契約期間

令和4年11月4日から 運営権設定日の30年後の応当日の前日（特定事業契約の定めにより運営権の存続期間の延長があった場合は、当該延長された期間の末日）まで

5. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する特定事業契約の内容は、特定事業契約書における以下の条項のとおりである。

第104条 （事業者事由による解除）

- 1 特定事業契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、JSCは、事業者に対して書面により通知した上で、特定事業契約の

全部又は一部を解除することができる。

- (1) PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
- (2) 事業者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 別紙 4（モニタリング基本計画）に定める解除事由が発生したとき。
- (4) 落札者のいずれかが基本協定書第 9 条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (5) 落札者のいずれかが基本協定書第 10 条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (6) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 事業者の役員等に暴力団員等がいると認められるとき。
 - ロ 暴力団員等が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - ニ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ホ 事業者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 事業者の役員等又は使用人が、イからホのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 事業者が次の各号のいずれかに該当するとき。
 - イ 正当な理由なく、特定事業契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき。
 - ロ 特定事業契約に定める施設整備期間内に完成しないとき若しくは施設整備期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
 - ハ 事業者の責めに帰すべき事由により事業者の財務状況が著しく悪化し、事業者が特定事業契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると JSC が合理的に認めたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が特定事業契約に違反し（ただし、JSC から 30 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告

を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は特定事業契約の履行が不能となった場合に限る。)、その違反により特定事業契約の目的を達することができないと JSC が認めたとき。

2 次の各号に掲げる者が特定事業契約を解除した場合は、前項の規定により特定事業契約が解除された場合とみなす。

(1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法の規定により選任された破産管財人

(2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人

(3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等

3 第 110 条（運営権の取消し）に基づく運営権の取消しについて、行政手続法その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前二項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

第105条（JSC の任意による解除、JSC 事由による解除）

1 JSC は、本施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他 JSC が合理的に必要と認める場合には、6 ヶ月以上前に事業者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 JSC の責めに帰すべき事由により、JSC が特定事業契約上の JSC の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、事業者から 150 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されないとき又は特定事業契約の履行が不能となったときは、事業者は、解除事由を記載した書面を JSC に送付することにより、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

第106条（不可抗力による解除）

特定事業契約の締結後における不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、JSC 又は事業者は、相手方と協議の上、特定事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 本事業の継続が困難と判断したとき。

(2) 特定事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。

第107条（I 期工事の引渡前の解除）

1 解除事由の如何を問わず、I 期工事部分が完了検査を経て事業者から JSC に引き渡される前に特定事業契約が解除された場合において、I 期工事部分の出来形

部分が存在するときは、JSC は、Ⅰ期工事部分の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応する施設整備費を一括又は分割により事業者を支払う。

- 2 前項の場合において、JSC は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、Ⅰ期工事部分が完了検査を経て事業者から JSC に引き渡される前に第104条（事業者事由による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合において、Ⅰ期工事部分について原状回復することが社会通念上合理的であって JSC が請求したときには、事業者は、Ⅰ期用地を原状回復の上、JSC に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、JSC は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、JSC の処分について異議を申し出ることができない。

第108条（Ⅰ期工事の引渡後、Ⅱ期工事の引渡前の解除）

- 1 解除事由の如何を問わず、Ⅰ期工事部分の JSC への引渡後、Ⅱ期工事部分が完了検査を経て事業者から JSC に引き渡されるまでの間に第109条（本施設等の一部引渡後の解除）の規定により特定事業契約のうち、Ⅰ期工事を除く部分が解除された場合において、Ⅱ期工事部分の出来形部分が存在するときは、JSC は、Ⅱ期工事部分の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分（以下この項において「合格部分」という。）の引渡しを受けて、合格部分に相応する施設整備費を一括又は分割により事業者を支払う。
- 2 前項の場合において、JSC は、必要があると認められるときは、その理由を事業者へ通知して出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、当該検査及び復旧に直接要する費用は、事業者の負担とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、Ⅰ期工事部分の JSC への引渡後、Ⅱ期工事部分が完了検査を経て事業者から JSC に引き渡されるまでの間に第104条（事業者事由による解除）及び第109条（本施設等の一部引渡後の解除）の規定により特定事業契約のうち、Ⅰ期工事を除く部分が解除された場合において、Ⅱ期工事部分について原状回復することが社会通念上合理的であって JSC が請求したときには、事業者は、Ⅱ期用地を原状回復の上、JSC に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、JSC は、事業者に代わり原状回復を行うことができ、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合、事業者は、JSC の処分について異議を申し出ることができない。

第109条 (本施設の一部引渡後の解除)

JSC 及び事業者は、特定事業契約を解除する場合において、当該解除時点において特定事業契約に従い完了検査及び JSC への引渡し完了した本施設等があるときは、特定事業契約のうち、当該完了検査及び引渡し完了済みの本施設等に係る施設整備業務を除く部分のみを解除することができる。

第110条 (運営権の取消し)

第 104 条 (事業者事由による解除)、第 105 条 (JSC の任意による解除、JSC 事由による解除) 又は第 106 条 (不可抗力による解除) に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、JSC は、PFI 法第 29 条第 1 項の規定に従い、解除された本施設に係る運営権を取り消すものとする。ただし、I 期施設運営開始日までに特定事業契約の全部又は一部が解除された場合、第 71 条 (公共施設等運営権の設定及び効力発生) 第 1 項に定める運営権の設定は、効力を生じない。

第111条 (運営権対価の返還に代わる措置)

- 1 JSC は、運営権対価について、第 89 条 (運営権対価) 第 2 項に基づく相殺後は、第 104 条 (事業者事由による解除)、第 105 条 (JSC の任意による解除、JSC 事由による解除) 又は第 106 条 (不可抗力による解除) に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除され、運営権がその存続期間の満了日よりも前に取り消された場合であっても、運営権対価の返還を行わないものとする。
- 2 運営権設定日後において、第 105 条 (JSC の任意による解除、JSC 事由による解除) に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除され、運営権がその存続期間の満了日よりも前に取り消された場合、JSC は、運営権対価の返還を行わないことにより事業者が生じた損害について、第 117 条 (損失補償) 第 1 項に基づき事業者と協議する。
- 3 運営権設定日後において、第 106 条 (不可抗力による解除) に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除され、運営権がその存続期間の満了日よりも前に取り消された場合、JSC は、運営権対価の返還を行わないことにより事業者が生じた損害について、第 117 条 (損失補償) 第 2 項に基づき事業者と協議する。
- 4 前三項の場合において、JSC は、運営権の取消し後も、本施設等のうち特定事業契約の解除時点で取得済みの部分の所有権を保持する。

第116条 (違約金)

- 1 本施設の引渡しが完了するまでの間に、第 104 条 (事業者事由による解除) の規定により特定事業契約が解除された場合には、事業者は、次の各号に掲げる解除時点の区分に応じて、当該各号に定める額を違約金として JSC の指定する期限

までに支払わなければならない。

(1) I 期工事部分の引渡前

I 期施設整備費（消費税等を含まない。）の 10 分の 1 に相当する金額

(2) I 期工事部分の引渡後から II 期工事部分の引渡前までの間

II 期施設整備費（消費税等を含まない。）の 10 分の 1 に相当する金額

2 前項の場合において、事業者は、当該解除に起因して JSC が被った相当因果関係の範囲内にある損害額（第 112 条（事業終了時の引継ぎ等）に基づく引継ぎを行う先の選定及び当該引継ぎ先への引継ぎに関して JSC が負担する一切の費用を含む。）が違約金の額を上回るときは、その差額を、JSC の請求に基づき支払わなければならない。

3 第 1 項の場合において、第 42 条（契約の保証）の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、JSC は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第117条（損失補償）

1 第 105 条（JSC の任意による解除、JSC 事由による解除）第 1 項の規定により特定事業契約が解除された場合には、PFI 法第 30 条の規定に基づき、事業者は、当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）及び通常生ずべき損失（ただし、事業者の逸失利益については 2 年分を上限として JSC と事業者で協議して定める。）の補償を求めることができる。なお、第 105 条（JSC の任意による解除、JSC 事由による解除）第 1 項の規定により特定事業契約の全部又は一部が解除され、運営権がその存続期間の満了日よりも前に取り消された場合において、運営権対価の返還を行わないことにより事業者が生じた損害の負担については、事業提案書における収支計画に基づく運営権取消時点の運営権の未償却残高を上限として、JSC と事業者で協議して定めるものとする。

2 第 106 条（不可抗力による解除）の規定により特定事業契約が解除された場合には、当該解除に起因して JSC 又は事業者が生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、第 106 条（不可抗力による解除）に基づき特定事業契約の全部又は一部が解除され、運営権がその存続期間の満了日よりも前に取り消された場合において、運営権対価の返還を行わないことにより事業者が生じた損害の負担については、事業提案書における収支計画に基づく運営権取消時点の運営権の未償却残高を上限として、JSC と事業者で協議して定めるものとする。なお、当該解除までに生じた費用のうち第 100 条（不可抗力）第 5 項に定める費用並びに当該解除に起因して事業者が生じた合理的な範囲の費用（ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む。）については JSC の負担とする。

- 3 前二項にかかわらず、特定事業契約が解除された場合の追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等の取扱いは第 114 条（本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第 2 項及び第 115 条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）の規定によるものとし、同各規定による補償又は買取対価の支払のほかに、JSC は、追加投資の対象部分及び事業者の保有資産等について特定事業契約の解除までに事業者が生じた費用を負担しないものとする。

6. 契約金額

9,000,000,000 円（税込）

7. 契約終了時の措置に関する事項

本事項に関する特定事業契約の内容は、特定事業契約書における以下の条項のとおりである。

第103条（事業期間）

特定事業契約に基づく本事業の実施期間は、特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める各期間の始期のいずれか早い日に始まり、特定事業契約冒頭第 3 の 1 に定める各期間の満了日のいずれか遅い日又は特定事業契約の全部が解除された日に終了する期間（以下「事業期間」という。）とする。

第112条（事業終了時の引継ぎ等）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了（存続期間の満了による終了を含む。以下同じ。）に際して、業務要求水準書及び入札説明書等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。
- 2 特定事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者は自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

第113条（利用料金の引継ぎ等）

- 1 利用料金収入は、本施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。
- 2 利用料金収入のうち、本施設の利用に供する年度が運営権の終了後となるものについては、前受金として、事業者は、JSC 又は JSC の指定する者に引き継がなければならない。

第114条（本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）

- 1 事業者は、理由の如何を問わず、運営権の終了に際して、本施設等が業務要求

水準書に適合した状態で JSC に本施設等を引き渡さなくてはならない。JSC 及び事業者は、かかる引渡しに先立ち、本施設等の検査を行い、これが業務要求水準書に適合した状態であることにつき双方合意の上で、かかる引渡しを行うものとする。

2 運営権の終了に際して、JSC の所有に属する事業者の行った本施設等の追加投資の対象部分がある場合、以下のように取り扱う。

(1) 当該追加投資に先立ち、JSC が当該追加投資を行うことに同意し、この項に基づく補償の対象とすることを事業者に通知したもの

JSC は、当該追加投資の対象部分の運営権の終了時点における簿価相当額がある場合は、事業者に補償するものとする。

(2) その他の追加投資の対象部分

JSC は、事業者に対する補償は行わないものとする。

3 第 1 項に基づき引き渡された本施設等につき、その運営期間中において既に存在していた契約不適合（ただし、Ⅰ期工事部分についてはⅠ期施設運営開始日において既に存在していたもの、Ⅱ期工事部分についてはⅡ期施設運営開始日において既に存在していたものをそれぞれ除く。また、第 78 条（本施設等の追加投資）に定める追加投資、第 81 条（長期修繕計画書に基づく修繕業務）に定める修繕業務及び第 36 条（事業終了時のモニタリング）に定める修繕を行った上で生じる経年劣化は含まれない。この項において以下同じ。）があるときは、当該運営権の終了日から 1 年以内に JSC が事業者に通知した場合については、事業者は修補等により生じた費用を負担するものとする。

4 前項により通知されたものを除き、第 1 項に基づき引き渡された本施設等につき契約不適合があった場合、事業者は JSC に対して一切責任を負わない。

第115条（契約終了による事業者所有資産の取扱い）

1 運営権の終了に際して、本事業の実施のために事業者が保有する資産は、全て事業者の責任において処分しなければならない。ただし、JSC 又は JSC の指定する者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産を時価で JSC 又は JSC の指定する者に売却しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 80 条（事業者の保有資産等の追加投資）に定める保有資産等であつて、当該保有資産等に係る追加投資に先立ち、JSC が当該追加投資を行うことに同意し、本号に基づく買取の対象とすることを事業者に通知したもののについては、JSC は、運営権の終了に際して、自ら又は JSC の指定する者をして本施設等の運営権の終了時点における簿価相当額でこれを買取り、事業者はこれを売り渡すものとする。

3 前二項に基づき JSC 又は JSC の指定する者による資産の買取が行われる場合、事業者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保

管するものとする。

- 4 第1項及び第2項に基づき JSC 又は JSC の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、事業者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。
- 5 第1項及び第2項に基づき JSC 又は JSC の指定する者による資産の買取が行われる場合において、JSC 又は JSC の指定する者による事業者への各買取対価の支払は、JSC 又は JSC の指定する者が本施設等の引渡しを受けた日又は第1項及び第2項に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、JSC 又は JSC の指定する者が次項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、JSC 又は JSC の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、JSC 又は JSC の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。
- 6 前条（本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第2項及び第3項の規定は、前五項により JSC 又は JSC の指定する者が買い受けた資産について準用する。

第118条（事業終了後の解散及び債務引受）

- 1 事業者は、特定事業契約の事業期間終了時点においてもなお事業者が特定事業契約に基づく金銭債務を負担すると JSC が合理的に認める場合には、JSC の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、特定事業契約の事業期間終了後、事業者が特定事業契約に基づき負担する金銭債務は第114条（本施設等の引渡し及び追加投資の対象部分に係る補償）第3項に基づく費用の支払債務のみであると JSC が合理的に認める場合には、60日前までに JSC に対して通知の上、解散等を行うことができる。かかる場合、JSC は、代表企業に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。